

新日本石油株式会社と新日鉱ホールディングス株式会社との経営統合に関する公正取引委員会への事前
相談の結果について



記者各位

新日本石油株式会社(本社:東京都港区西新橋一丁目、社長:西尾進路)と新日鉱ホールディングス株式会社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:高萩光紀)とは、公正取引委員会に対して、両社間で予定している経営統合(以下「本経営統合」という。)に関し、独占禁止法上の問題の有無につき、事前相談を行ってまいりましたが、今般、同委員会から、下記のとおり、両社が申し出た問題解消措置が実施されることを条件として、本経営統合につき独占禁止法上の問題がない旨のご回答をいただきましたので、お知らせいたします。

両社および統合グループ(JXグループ)は、今後とも公正な取引の維持に努めるとともに、公正取引委員会のご指導のもと、問題解消措置を履行する所存です。

記

1. 公正取引委員会から、事前相談の審査の過程で、両社が行っているニードルコークス製造販売事業(注)については、本経営統合により競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の懸念を指摘されました。
2. この懸念に関し、両社は、公正取引委員会に対して、両社いずれかのニードルコークス製造販売事業を分離の上、その経営権を第三者に譲渡する旨の問題解消措置を講じることを申し出たところ、公正取引委員会から、かかる措置が実施された場合には、本経営統合によりニードルコークスの取引分野における競争を実質的に制限することにはならない旨のご回答をいただきました。
3. また、公正取引委員会からは、ニードルコークス製造販売事業以外の事業に関しては、本経営統合により競争を実質的に制限することとなるおそれはない旨のご回答をいただいております。

なお、両社のニードルコークス製造販売事業は、いずれも事業規模が僅少であることから、この問題解消措置が両社および統合グループの事業に与える影響は軽微であります。

(注)ニードルコークスとは、コークス(重質油を加熱した際に残る炭素の固形物)を加熱して製造される針状(=ニードル)組織の炭素材料であり、主に製鉄業における電気炉用の電極の骨材として使用されております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

新日本石油株式会社 広報部広報グループ TEL:03-3502-1124

新日鉱ホールディングス株式会社 CSR・広報担当 TEL:03-5573-5129

米国証券取引委員会(SEC)への文書提出

新日本石油株式会社(以下「新日本石油」)および新日鉱ホールディングス株式会社(以下「新日鉱HD」)は、共同株式移転案(以下「本件共同株式移転」)に関連してForm F-4 登録届出書(以下「Form F-4」)を米国証券取引委員会(以下「SEC」)へ届け出る可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容として、目論見書(prospectus) およびその他の文書が含まれることとなります。目論見書およびその他Form F-4 に含まれる文書は随時修正される可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、新日本石油に関する情報、新日鉱HDに関する情報、共同株式移転ならびにその他の関連情報(取引の条件を含む)などの重要情報が含まれることとなります。新日本石油および新日鉱HDの米国株主におかれましては、各社の株主総会において共同株式移転について議決権を行使される前に、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される可能性のあるForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された

場合、目論見書およびその他本件共同株式移転に関連してSEC に提出される全ての文書は、提出後にSEC のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。更に、株主の皆様には、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される目論見書およびその他全ての書類を無料にて配布させていただきます。配布をご希望の方は、ファックスにて新日本石油(+81-3-3502-9860)または新日鉱HD(+81-3-5573-5139)までお申し込み下さい。

将来見通しに関する注意事項

本通知には、将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、または特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(1)マクロ経済の状況またはエネルギー・資源・素材業界における会社の競争環境などの業界の一般的な状況、(2) 規制、訴訟に関する事項およびリスク、(3) 法制上の変化、(4) 税法その他の法律の改正、一般的経済状況の変化が及ぼす影響、(5) 取引を完了させるための条件が満たされないリスク、(6) 取引のために必要とされる規制当局の承認が取得できないリスク、または、承認が得られても予測せぬ条件が付帯するリスク、(7) 取引の遂行に関連するその他のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。